

## 冷凍食品認定制度改定の考え方及びポイント

### 1. 考え方

認定制度の検査手数料を認定証票の使用料であることを明確にし、これに関する制度規定の改定を行うこととした。

同時に条文の整理を行い、内容は変更していないが、分かり易いものとした。

### 2. 改定のポイント

#### (1) 「検査手数料」の「認定証票使用料」への変更【要領 第 26 条】

格付により(財)日本冷凍食品検査協会(以下、「検査協会」という。)に納付する「検査手数料」を、徴収の根拠を明確にするため、「認定証票使用料」に変更する。

#### (2) 認定証票使用料における基本料金の設定と罰則の設定(新設)【要領 別記 2 及び第 7 条】

格付数量が 0 トンの場合でも、認定工場証として認定証票を使用していると考えられることから、使用の基本料金を設定する。基本料金は、60 トンを 1 カ月で製造した場合(44 銭/kg 当り)をその根拠とし、26,400 円とする。

同時に格付数量の過少申告、認定証票使用料の 1 年以上の滞納には、認定取消の罰則を設ける。

#### (3) 認定証票不正使用時の賠償金徴収(新設)【要領 別記 2】

認定証票使用料を定めたことから、認定証票の不正使用に対し、認定の取消し措置とは別に賠償金を徴収する。

賠償金の金額は、不正使用した製品重量(kg 当り)に 150 銭を乗じた金額とする。

#### (4) 審査料等の事前納付への変更【要領 第 13 条及び第 21 条】

認定不適合時に不払いが発生したことから、工場認定のための審査料等を、検査協会に事前納入することへ変更する。

#### (5) 認定委員会の位置づけの明確化【要領 第 10 条、第 14 条及び第 22 条】

認定委員会は、認定制度の諮問機関であり、同時に認定可否の判定や認定の取り消し等を行う機関であることを明確にする。

#### (6) 分かり難い条文の明確化

実態としては運用されていたが、条文では明確になっていなかった内容を条文へ明記すると共に、条文の構成や用語の統一を行う。

【施行日】平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

※内容の変更が伴わない字句の修正等は、事務局で対応する。